

亀の子会会則

2022年11月13日

【前文】

この会則は、これまで継承されてきた旧・会則の基本理念である「会員の親睦と交流を図るため」に、本会が円滑に運営されることを願って、また日常的な会務が合理的な形式と手続きに従って行われるように整えられたものです。従来の会則に明記されている精神を受け継ぎ、本会則は、本会の充実・発展と会員全体の利益に則り、弾力的な運用に努めることを方針としています。

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会の名称は、愛知県立刈谷高等学校同窓会東京支部とし、通称を「亀の子会」とします。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、東京都内に置きます。

第2章 目的および事業

（目 的）

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、愛知県立刈谷高等学校同窓会と連携を密にして、母校の発展に寄与することを目的とします。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- （1）年1回以上の総会ならびにその他の会合および行事
- （2）会報、連絡ニュース、会員名簿等の発刊
- （3）ホームページの企画および管理運営
- （4）その他本会の目的を達成するための必要な事業

第3章 会 員

（会 員）

第5条 本会は、東京都を中心とする関東地区等に在住する下記の会員をもって組織します。

- （1）正会員
 - ①刈谷中学校卒業生
 - ②刈谷高等学校卒業生
 - ③両校卒業に準ずる者
- （2）特別会員 母校現職員および旧職員
- （3）名誉会員 本会に多大な貢献のあった個人で、幹事会が推薦し、総会で承認された者
- （4）臨時会員 本会の総会その他の会合および行事等に参加費、臨時会費等を納入し、参加する者

(会 費)

第6条 正会員の会費は、年額3,000円とします。

- 2 学生会員（正会員のうち、学生の身分を有する者をいう。）、特別会員、名誉会員および臨時会員については、会費を徴収いたしません。
- 3 特別の経費を必要とし、総会を招集する時間的余裕がないときは、幹事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができることとします。ただし、臨時会費の徴収後の最初に招集される総会に報告して、その承認を得ることとします。
- 4 納入した会費は返還しないこととします。

第4章 役員等

(役 員)

第7条 本会に次の役員および所定の員数を置き、各々の職務内容を遂行します。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統理します。
 - (2) 副会長 3名 会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときには、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行します。
 - (3) 総務 若干名 会長、副会長を補佐し、役員会の議決に基づき、日常の会務を行います。
 - (4) 広報 若干名 会報および連絡ニュース等の企画・発行およびホームページの管理運営を行います。
 - (5) 会計 2名 本会の会計を司ります。
 - (6) 監査 2名 本会の会計および会務の監査を行います。
- 2 役員の選任は、幹事会で選考し、総会の承認を得なければなりません。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げません。
 - 4 役員は、その任期が満了した後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行います。

(顧問および相談役)

第8条 本会に顧問を置くことができます。

- 2 顧問は、本会の幹事または役員として特に功労のあった者について、幹事会の議決をもってこれを推挙します。
- 3 顧問は、会務に参与し、会長の求めに応じて意見を開陳します。
- 4 会長経験者は、相談役として、本会の運営について会長の相談に当たります。

(幹 事)

第9条 会員相互の連携を密にするため、原則として卒業回数ごとに幹事1名を置くこととします。

- 2 幹事は会務の運営に当たります。
- 3 幹事の任期は2年とし、再任を妨げません。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を設けます。

- 2 事務局には事務局長を置き、事務局長は会長の指示の下、会務を掌理します。
- 3 事務局長は、総務担当役員の中から、会長が指名します。

第5章 会 議

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回以上、会長が招集します。

2 総会の招集は、会報等をもって通知します。

3 総会の議長は、会長とします。

4 次の事項については、総会の承認を受けることとします。

(1) 役員の承認に関する事項

(2) 事業計画および収支予算に関する事項

(3) 事業報告および収支決算に関する事項

(4) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、役員をもって組織します。

2 役員会は、総会の承認が必要な事項等重要な会務に関する事項について議決します。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに招集します。

4 役員会の議長は、会長とします。

5 役員会は、役員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができません。ただし、書面または電子メール等をもってあらかじめ意志を表示した役員は出席者扱いとします。

6 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

(幹事会)

第13条 幹事会は、幹事をもって組織します。

2 幹事会は、本会則で定める重要な会務に関する事項を議決等します。

3 幹事会は、会長が必要と認めたときに招集します。ただし、現在数の5分の1以上の幹事から招集が請求されたときは、会長は幹事会を招集しなければなりません。

4 幹事会の議長は、会長とします。

5 幹事会は、現在数の3分の1以上の幹事が出席しなければ、議事を開き、議決することができません。ただし、書面または電子メール等をもってあらかじめ意志を表示した幹事は出席者扱いとします。

6 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところになります。

(委員会)

第14条 会長は、幹事会の承認を得て、会務遂行のため、次の委員会を置くことができます。

(1) 総務委員会

(2) 会報等編集委員会

(3) ホームページ運用委員会

(4) 総会実行委員会

(5) 名簿管理委員会

(6) その他会務遂行上必要とする委員会

2 前項の委員会の委員長は、役員が兼務します。

3 第1項の委員会の委員は、会長および各委員長が選出し、会長が委嘱します。

第6章 会 計

(運営経費)

第15条 本会の事業運営に関する費用は、会費、臨時会費、寄付金、広告料等をもって支弁します。

(年 度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(収支決算の承認)

第17条 各年度の収支決算は、会報等で報告し、次年度の総会で承認を得るものとします。

第7章 会則および細則

(会則の運用方針)

第18条 本会則は、本会の目的および会員全体の利益に則り、弾力的な運用に努めるものとします。

(会則の変更)

第19条 本会則は、役員会の議決を得た後、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経れば、変更することができます。

2 本会則を変更した場合には、会報等で報告します。

(細 則)

第20条 本会の会務の遂行上必要な細則は、役員会の議決を経て、会長が定めることができます。

第8章 附 則

(施行期日)

本会則は、2022年11月13日より実施します。